

環境ガイドライン改訂に伴うFAQの変更及び追加について(NEXI)

1. 既存の変更FAQの変更について

No.	分類	現行 NEXI 環境ガイドライン FAQ	NEXI 環境ガイドライン FAQ(変更案)	備考
1.1	2.基本方針	<p>Q4. 「環境ガイドライン」「環境社会配慮」等の表現が使われていますが、「環境」という言葉の定義についてどのように考えているのですか。</p> <p>A4. 自然環境に加え社会環境も確認すべき重要な要素と考えており、日本貿易保険の環境ガイドラインにおいては、環境を「自然のみならず、非自発的住民移転や先住民族等の人権の尊重他の社会面を含む」と定義しています。</p> <p>日本貿易保険では、「環境社会ガイドライン」というよりは「環境ガイドライン」の方が名称として馴染み易いものと考え略称として使用しております。他方、住民移転や先住民族等社会的弱者等への配慮確認は極めて重要であるとの考えを明確に示すためには、「環境配慮」よりも「環境社会配慮」の方が適切であると考え、このような表現を採用しています。</p>	<p>Q4. 「環境ガイドライン」「環境社会配慮」等の表現が使われていますが、「環境」という言葉の定義についてどのように考えているのですか。</p> <p>A4. 自然環境に加え社会環境も確認すべき重要な要素と考えており、日本貿易保険の環境ガイドライン <u>2.基本方針</u> においては、環境を「<u>自然環境のみならず、社会環境を含む</u>」と定義しています。</p> <p>日本貿易保険では、「環境社会ガイドライン」というよりは「環境ガイドライン」の方が名称として馴染み易いものと考え略称として使用しております。他方、住民移転や先住民族等社会的弱者等への配慮確認は極めて重要であるとの考えを明確に示すためには、「環境配慮」よりも「環境社会配慮」の方が適切であると考え、このような表現を採用しています。</p>	項番 5
1.2	4.カテゴリ分類	<p>Q13. 日本貿易保険は、「追加設備投資を伴わない権益取得案件」であれば自動的に「カテゴリ C」案件に分類するのでしょうか。</p> <p>A13. スクリーニングフォーム及び輸出者等へのヒアリングを通じ、「影響を及ぼしやすい特性」や「影響を受けやすい地域」に該当しないこと、既に行われているプロジェクトが現地住民より強い苦情等受けていないこと等の要因も確認(ネガティブ・チェック)した上で、追加設備投資を伴わない権益取得であるとの性格から、新たな環境影響は生じない(又は極めて小さい)との判断の下、「カテゴリ C」と分類することになります。</p>	<p>Q13. 日本貿易保険は、「追加設備投資を伴わない権益取得案件」であれば自動的に「カテゴリ C」案件に分類するのでしょうか。</p> <p>A13. スクリーニングフォーム及び輸出者等へのヒアリングを通じ、「影響を及ぼしやすい特性」や「影響を受けやすい地域」に該当しないこと、既に行われているプロジェクトが現地住民より強い苦情等受けていないこと等の要因も確認(ネガティブ・チェック)した上で、<u>必要に応じプロジェクト実施者の環境社会配慮に関するポリシー等も確認し、追加設備投資を伴わない権益取得であるとの性格から、新たな環境影響は生じない(又は極めて小さい)との判断の下、「カテゴリ C」と分類することになります。なお、「追加設備投資を伴わない権益取得案件」以外の場合においても、上記と同様、事業特性等のネガティブ・チェックを実施した上で、必要に応じプロジェクト実施者の環境社会配慮に関するポリシー等も確認し、負の環境影響が最小限か、または全くないと考えられる場合に、「カテゴリ C」と分類することになります。</u></p>	項番 18
1.3	5.環境レビュー	<p>Q26. 人権について、日本貿易保険の環境ガイドラインではどのように確認することを考えているのですか。</p> <p>A26. 日本貿易保険の環境ガイドラインでは、個別のプロジェクトにおいて具体的に対応可能で判断基準が明確な人権の側面については、適切に配慮されていることを確認する必要があると考えております。環境ガイドライン別紙 1(3)の「検討する影響の範囲」において、「人権の尊重を含む社会的関心事項」として非自発的住民移転、先住民族、ジェンダー、子どもの権利等をプロジェクトにおいて検討すべき項目として例示しています。</p>	<p>Q26. 人権について、日本貿易保険の環境ガイドラインではどのように確認することを考えているのですか。</p> <p>A26. 日本貿易保険の環境ガイドラインでは、<u>2. 基本方針において、「環境(自然環境のみならず、社会環境を含む。以下同じ。)」に及ぼす可能性のある影響が回避または緩和されるよう、当該プロジェクト実施者により環境社会配慮が適切に行われているかについて確認する。環境社会配慮には人権配慮も含まれる。」と規定しています。</u>個別のプロジェクトにおいて具体的に対応可能で判断基準が明確な人権の側面については、適切に配慮されていることを確認する必要があると考えております。環境ガイドライン別紙 1(3)の「検討する影響の範囲」において、「人権の尊重を含む社会的関心事項」として非自発的住民移転、先住民族、ジェンダー、子どもの権利等をプロジェクトにおいて検討すべき項目として例示しています。</p>	項番 5

No.	分類	現行 NEXI 環境ガイドライン FAQ	NEXI 環境ガイドライン FAQ(変更案)	備考
1.4	8. 情報公開	<p>Q48.モニタリングの段階においても、何らかの情報公開を行うことは規定されているのですか。</p> <p>A48.環境ガイドラインでは、「プロジェクト実施者によるモニタリング結果について、プロジェクトの実施国で一般に公開されている範囲内に限り、その結果を日本貿易保険ウェブサイトで公開する」としています。</p> <p>なお、別紙 1(9)に、「モニタリング結果は、当該プロジェクトに関わるステークホルダーに公開されていることが望ましい」と記述し、プロジェクト実施者による対応を促しています。</p>	<p>Q48.モニタリングの段階においても、何らかの情報公開を行うことは規定されているのですか。</p> <p>A48.環境ガイドラインでは、「プロジェクト実施者によるモニタリング結果について、プロジェクトの実施国で一般に公開されている範囲内に限り、その結果を日本貿易保険ウェブサイトで公開する」としています。<u>ただし、プロジェクト実施者によるモニタリング結果を日本貿易保険ウェブサイトで公開することについて、プロジェクト実施者から了解を得ている場合には、日本貿易保険ウェブサイトで公開する考えです。</u></p> <p>なお、別紙 1(9)に、「モニタリング結果は、当該プロジェクトに関わるステークホルダーに公開されていることが望ましい」と記述し、プロジェクト実施者による対応を促しています。</p>	項番 2
1.5	8. 情報公開	<p>Q50. 情報公開の時期と公開される内容はどのようになっていますか。</p> <p>A50. 日本貿易保険は、「スクリーニングを終了したときは、できるだけ速やかに、」意思決定に先立ち十分な時間的余裕を確保して」情報公開を行うこととしています。</p> <p>具体的には、スクリーニングが終了したときには、プロジェクトの名称、国名、場所、プロジェクトの概要、セクター、カテゴリ分類とその根拠を本ウェブサイトで公開しています。その際、カテゴリ A 及び B のプロジェクトについては、環境社会影響評価報告書等を入手したときにはその入手状況および同報告書等をあわせて公開し、また、「環境社会影響評価報告書等以外に環境社会配慮確認のため輸出者等から入手した文書」のうち、「プロジェクトの実施国で一般に公開されている文書」についても同様に「日本貿易保険ウェブサイト上で速やかに公開する」としています。</p> <p>カテゴリ A、B 案件の環境レビューの結果は、保険契約を締結後、本ウェブサイトで公開します。</p> <p>なお、情報公開に際しては、競争関係に配慮する必要があると考えており、個別事業者名、保険金額、保険の種類等、輸出者等の商業上等の秘密に関わる情報については公開されません。</p>	<p>Q50. 情報公開の時期と公開される内容はどのようになっていますか。</p> <p>A50. 日本貿易保険は、「スクリーニングを終了したときは、できるだけ速やかに、」意思決定に先立ち十分な時間的余裕を確保して」情報公開を行うこととしています。</p> <p>具体的には、スクリーニングが終了したときには、プロジェクトの名称、国名、場所、プロジェクトの概要、セクター、カテゴリ分類とその根拠を本ウェブサイトで公開しています。<u>また、環境ガイドライン 3.(3)環境レビューでは、プロジェクトに関する環境社会影響評価報告書及び相手国政府等の環境許認可証明書を併せて「環境社会影響評価報告書等」と定義し、</u>カテゴリ A 及び B のプロジェクトについては、環境社会影響評価報告書等を入手したときにはその入手状況および同報告書等をあわせて公開します。<u>これは、プロジェクト実施国の環境アセスメントの</u> <u>手続制度に基づく環境社会影響評価報告書は、通常、当該国の承認(環境許認可)を得るものであるとの考え方によるものです。</u>また、「環境社会影響評価報告書等以外に環境社会配慮確認のため輸出者等から入手した文書」<u>(プロジェクト実施国に環境アセスメントの手続き制度がない、手続制度はあるものの当該プロジェクトがその対象外であるため環境社会影響評価報告書が作成されない、または手続制度の対象で環境社会影響評価報告書が作成されているものの日本貿易保険として環境社会配慮確認のために追加的に情報が必要と判断するような場合は、その他環境社会配慮確認に利用可能な文書等。また、プロジェクトによっては住民移転計画書や生計回復計画書、少数民族計画書等)</u>のうち、「プロジェクトの実施国で一般に公開されている文書」についても同様に「日本貿易保険ウェブサイト上で速やかに公開する」としています。<u>なお、「プロジェクトの実施国で一般に公開されている文書」には、プロジェクト実施者から、当該文書をウェブサイトで公開することについて了解が得られている場合はその文書も含まれます。</u></p> <p>カテゴリ A、B 案件の環境レビューの結果は、保険契約を締結後、本ウェブサイトで公開します。</p> <p>なお、情報公開に際しては、競争関係に配慮する必要があると考えており、個別事業者名、保険金額、保険の種類等、輸出者等の商業上等の秘密に関わる情報については公開されません。</p>	項番 17

2. 新しく追加する FAQ について

No.		NEXI 環境ガイドライン FAQ(追加案)	備考
2.1	8. 情報公開	<p>Q. 日本貿易保険の環境ガイドライン 6.(2)に「環境社会影響評価報告書等以外に環境社会配慮確認のため輸出者等から入手した文書のうち、プロジェクトの実施国で一般に公開されている文書についても、その入手状況を日本貿易保険ウェブサイト上に掲載し、当該文書を日本貿易保険ウェブサイト上で速やかに公開する」とありますが、プロジェクトの実施国での公開にかかわらず、日本貿易保険ウェブサイト上での公開についてプロジェクト実施者の了解が得られている場合でも公開しないのですか。</p> <p>A. 情報公開に関しては、環境ガイドライン6. に記載の通り「輸出者等を通じたプロジェクト実施者への働きかけにより、一層の情報公開の実現に努める」としており、環境社会影響評価報告書等以外に日本貿易保険が環境社会配慮確認のため輸出者等から入手した文書についても、プロジェクト実施者から、これら文書を日本貿易保険ウェブサイトで公開することについて了解が得られている場合には、日本貿易保険ウェブサイトで公開する考えです。</p>	項番 4、9
2.2	7.モニタリング	<p>Q. 日本貿易保険は、プロジェクトが「カテゴリ C」案件に分類された場合、以降の働きかけは行わないのですか。</p> <p>A. 日本貿易保険は、環境ガイドライン2. 基本方針において、「日本貿易保険は、環境社会配慮確認の結果、当該プロジェクトが環境に望ましくない影響を及ぼすと認められる場合には、輸出者等を通じて当該プロジェクト実施者に対して適切な環境社会配慮がなされるよう働きかけ、また、場合によっては内諾しない等の対応を行うことがありうる。」と規定し、4. 意思決定への反映において、日本貿易保険は「当該プロジェクトがプロジェクト実施国の環境社会に配慮していないことにより当該国の環境に望ましくない影響を及ぼすと認められる場合には、輸出者等を通じて、当該プロジェクト実施者に対して適切な環境社会配慮がなされるよう働きかける。」と規定しています。こうした考え方については、プロジェクトのカテゴリ分類にかかわらず同様であり、「カテゴリ C」案件の場合においても、上記の規定に沿って、必要に応じ、環境社会配慮が確実に実施されるよう輸出者等を通じて、当該プロジェクト実施者に対する働きかけを行うこととしています。</p>	項番 18